



NEWSLETTER

《企業法制と法創造》総合研究所
知的財産法制研究センター

✂RCLIP 第29回研究会 (2010/1/29開催)

「追及権の世界的拡大とその背景」

【講師】小川明子 (早稲田大学グローバルCOE
研究助手)



RCLIP 第29回研究会では、追及権の世界的拡大とその背景と題した報告を行った。

追及権は著作者が原作品の譲渡を完了したのちに行われるその後の取引においても、売買の利益の一部を受けるといった権利である。1920年にフランスで誕生以来、世界50カ国以上への広がりをみせている。

この法制度は、具体的には、美術家が若く、無名で、貧しい時に二束三文で買ったたかれた絵画が、その後高値で取引されることになっているにも関わらず、美術家が手にするのは、絵画作品の販売対価のみであることに対し、作品の転売に際して、その利益の一部を美術家も得ることができるようにするものである。

このような権利が生まれた背景には、美術の著作者は、文芸や音楽の著作者と比較してみると、複製物ではなく、原作品そのものを譲渡することによって対価を得ることから、同じ著作権法のもと与えられる保護に関して、同等の権利を受けていないのではないかとこの点がある。文芸や音楽の著作物が、著作者の没後50年、あるいは70年保護されることに対し、原作品の販売は譲渡の時点で終了するため、著作権による収入を受けな

い限りは、美術の著作者には、収入の道はなくなるという現実であり、継続的に制作を続けない限り、生活の糧を得ることができない。追及権は、美術の著作者のこのような状況を改善するために存在するとされる権利である。

欧州連合においては、欧州指令2001/84/ECによって、2006年を期限として、欧州各国が追及権制度を創設することが義務付けられた。

英米法諸国をみると、英国については、欧州連合加盟国として、2006年に導入済みである。米国においては、連邦法には未だ追及権が認められた歴史はないものの、カリフォルニア州では、1976年州法に追及権条項が創設されている。オーストラリアでは、2009年11月に法案が議会を通過し2010年の追及権施行が予定されている。さて、我が国における追及権の導入は現在まで、その兆しすら見えていない。しかしながら、2010年時点で、新しい動きがある。それは、2009年の著作権法改正によって、第47条の2が作られたことに深く関係している。

第47条の2は、美術の著作物等について「原作品の所有者」等に原作品の譲渡及び貸与等の際の「申出の用に供するため」の複製と公衆送信が可能になるという、著作者の権利制限である。具体的には、著作者の許諾無しに原作品の画像をネットオークション上で公開することが可能となり、同時に、オークション会社がコレクター等を集めて開催する、ネットではない通常オークションにおいて事前に頒布されるオークションカタログにおいても、原作品の複製が無許諾、無償で行う事ができることになる。この条文が施行されることには以下の問題点がある。

①オークションにおける制限規定の目的

我が国の著作権法の例外規定は、教育や、弱者保護を主な目的として、例外的に著作者の権利を

R CLIP

限定しているものである。しかしながら、今回の第47条の2で自由に利用できるとされる対象は、教育でも弱者でもなく、「単に取引を円滑に行う」という商業目的でしかない。

②その他の制限規定とのバランス

著作権法第47条では、展覧会に際して観覧者のために、解説又は紹介をすることを目的とした小冊子に著作物を掲載することができるとしているが、判例から、観賞用として市場で取引されている画集に相当する使用は小冊子と認められないとされている。展覧会では解説又は紹介目的であっても小冊子と認められない(販売用の図録に匹敵する)使用には許諾が必要であるにもかかわらず、商業目的のオークションには、取引上の便宜という理由のみで無償での利用が認められるのである。

③文化の発展と制限規定

非インターネットオークションへの配慮が欠けているという点が挙げられる。第47条の2の導入に際しては、ネットオークション上で、現物を見ることなく購入することの難しさへの対応から検討が行われ、その後、非ネット型オークション販売までもも含有したというという経緯があることによる。

現物を販売する(非インターネット)オークションカタログでは、作品の複製行為が「無償」で行われることに加えて、書籍という形式で頒布されたのちも過去の記録として転売されていく類のものである。観賞用の画集と同等のレベルの、作品の再現性の高い「申出に供する」ためのオークションカタログについて、著作者の複製権を制限することは、著作者への不利益を生じることである。

海外に目を転じると、欧州の場合、欧州指令2001/29/ECによる、同様の規定が存在する。第5条3(j)では、「公開の展覧会あるいは販売において、著作物の広告の目的でイベントの促進に必要とされる範囲」において、著作物の利用が認めら

れている。一方で、欧州には、前述の追及権条項2001/84/ECも同時に存在し、それによって、販売が行われても、著作者には利益の一部が還元されるというシステムが出来上がっている。つまり、欧州は、EU指令2001/29/ECによってオークション等での著作物の使用についての限定的自由利用を認めているが、一方で2001/84/ECでは、著作権の中心的な部分であるとして各国法に追及権を創設するという点でのハーモナイズを行っている。

わが国の著作権法改正における、最大の問題点は、第47条の2について欧州指令レベルの例外規定を規定しているが、追及権あるいはそれ以外の法制度によって著作者の権利を保護するという点においては、欧州に大きく後れを取っているという点にある。

47条の2によって複製権の行使が制限された美術の著作者の保護を図る何らかの制度が必要であり、ひとつの解決策として、追及権の導入がある。言い換えれば、第47条の2の成立は、今後、追及権導入が必須とされるための一つの理由となる可能性がある。

(助手 小川明子)

❖RCLIP 第30回研究会 (2010/2/26開催)

【講師】石井正 大阪工業大学知的財産学部長・同大学院知的財産研究科長・教授



2010年2月26日に開催されたRCLIP第30回研究会では、元特許庁特許技監で、特許制度の歴史的発展過程につき造詣の深い石井正教授を

R
CLIP

お招きし、「歴史のなかの特許—近代特許制度の設計と発展—」というテーマでご報告を頂いた。

本報告では、まず、特許制度の起源として、ヴェネツィア共和国の特許法の制定経緯が紹介された。15世紀のヴェネツィアは、貿易国家から貿易プラス加工国家への移行の最中にあり、新技術の発案者に対し秘密保持や特別資金等の保護を与えていたギルド内部の伝統を背景に、審査制度や一定期間の独占権といった特許制度の基本要素を具えた特許法を1474年に制定した。続いて、近代特許制度の基本形となった英国専売特許条例の制定経緯も紹介された。16世紀の英国は、国産化政策に必要な職人を外国から招聘するために、ギルド例外措置としての特許制度を創設したが、関税収入の減少に直面した国王や女王は、特許付与収入を得るために廷臣や商人などへの特許権を乱発したため、生活必需品の独占による市民経済の混乱を生じさせた。そこで、女王エリザベス1世は、批判が多かった主要特許を取り消し、他の特許についても裁判所が有効性を判断できる旨を1601年に宣言したが、その後も、国王・女王の特許付与権限を制限しようとする議会での議論が続き、1624年に、独占の禁止とその例外としての特許権者の独占権について定めた専売特許条例が成立することとなった。

次に、反特許運動の克服について報告がされた。19世紀には、欧州各国が、外国からの新技術及び資本の導入といった政策的考慮から、相次いで特許制度を導入した。しかし、特許制度に対しては、外国が輸出市場の確保のために利用しているにすぎないとの批判や、発明者には独占権よりも報奨金を与えるべきとする特許制度廃止論も強力に主張されていた。このような反特許運動の先鋭的な例として、オランダは1869年から1910年までの間、特許制度を廃止していた。報告者は、そのような中で特許制度の運命を決定付けたのは、1873年のウィーン万国博覧会の後に開催された、工業所有権に関する国際会議であったと指

摘した。同会議においては、発明の報奨を得た者は事業化の動機が薄れるのに対し、特許制度では、発明から利益を得る者が発明の実施に努力をすることや、特許権の譲渡や担保設定による発明の商品化が容易であることにメリットがあるとして、特許制度支持派が勝利を収めた。同会議の第2決議では、審査機関が予備審査を行うことや、明細書を誰もが入手可能にすることなど、現代の特許制度の中核となる部分が各国の共通認識とされるに至った。この合意が後のパリ条約の成立（1883年）へと繋がっている。

最後に、欧米の情勢が、我が国の特許制度の設計にいかなる影響を及ぼしたかについて報告がされた。我が国では、1871（明治4）年に専売略規則が布告されたものの、わずか1年で執行が停止された。報告者によれば、これは、当時の欧州における反特許運動の情報に接し、特許制度の見直しを迫られたためであり、前述のウィーンでの国際会議における決議は、制度の設計段階にあった我が国にとってタイムリーであったと指摘された。その後、1885（明治18）年に専売特許条例が公布・施行されたが、同条例の制定は決して一筋縄ではなく、模倣段階にあった日本の商工業にとって特許制度が不利に働くことへの懸念や、独占権ではなく名誉と報奨を与えるべきとの反対意見が制定過程で主張されていたことなどが紹介された。

以上の報告に引き続き、質疑応答が行われた。ウィーン万国博覧会後の国際会議が特許制度擁護の結論でまとまった理由についての質問に対し、報告者は、そもそも同会議には特許制度に関心のある政府関係者、研究者や実務家の参加が多かったことなどを指摘した。この他にも、特許法と独禁法の分化と各国の産業政策との関係等について、活発な議論が行われ、盛会のうちに終了した。

（客員研究員 工藤敏隆）

IIIPS-Forum 知的財産シンポジウム

「文と理 対峙から協働へ-文理融合型知的財産の活用方法を探る-」 (2010/3/20 開催)

【司会・コメンテータ】

高林龍 (早稲田大学法学学術院教授)

朝日透 (早稲田大学理工学術院教授)

【講演者】

中村修二 (カリフォルニア大学サンタバーバラ校教授)

熊倉禎男 (中村合同特許法律事務所弁護士)

逢坂哲彌 (早稲田大学理工学術院教授)

小泉直樹 (慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

2010年3月20日、早稲田大学知的財産拠点形成研究所主催、RCLIPほか共催により、知的財産シンポジウム「文と理 対峙から協働へ-文理融合型知的財産の活用方法を探る-」が開催された。

本シンポジウムは、青色発光ダイオードの発明者として著名な中村修二教授に基調講演を頂くほか、「理」と「文」の研究者・実務家を代表する方々の報告を受け、早稲田大学重点領域研究機構・知的財産拠点形成研究所 (Institute for Interdisciplinary Intellectual Property Study Forum ; IIPS Forum) のスタートアップとして、「文理融合型の知的財産活用方法」を探ろうとするものである。

1. 第一部

(1) 基調講演：「日米で発明者・研究者として活動して」

はじめに、中村教授により「日米で発明者・研究者として活動して」というタイトルでの基調講演が行われた。

まず、中村教授は、我が国で職務発明対価請求訴訟を提起したのは、会社を退職して渡米し大学で研究を行っていたときに、退職した会社から大学の研究に伴い営業秘密を漏洩したとして米国の裁判所に訴えられたことがきっかけであり、両訴訟を通じて日米の司法制度の相違を肌身で感じたとして述べた。



その中で中村教授は、米国では証拠開示を懈怠すると敗訴に等しいこととなるため証拠開示が非常に充実している一方、我が国では自己に不利な証拠を開示しなくても特段のペナルティがないため充実した証拠に基づく議論は望めないと述べるとともに、議論そのものについても、米国では原告、被告、裁判官の三者が法廷で激しい議論を交わすのに対し、我が国では法廷で書面を提出して終了という場面が多いとした。

そして、このような日本の裁判制度では、日本は利益バランスに配慮した落としどころ判決が多いのではないかと疑念を抱かざるを得ないとした。

また、研究者の起業という点について言及し、米国は研究者の起業を後押しする制度が整えられているとともに、とりあえずアクションを起こしてみても問題が起きたら真剣に問題解決に取り組もうという風潮であるのに対し、日本は法律の制限が厳しく、また文部科学省をはじめとする関係機関がとにかく問題が起こらないように慎重に物事を進めることを強要するので、研究者の起業に対する意欲が著しく減殺されると述べた。

さらに、特許制度については、日本の特許は明細書に大風呂敷を広げたものが多いのであまり信用できず、また、それが特許訴訟の場でも是正されないように思えると指摘した。

(2) 「日米知財紛争事件を担当する弁護士の立場から」

次いで、熊倉弁護士により「日米知財紛争事件を担当する弁護士の立場から」として、どのよう

にして文が理の研究開発をサポートしていくべきかという観点から報告が行われた。



熊倉氏は、大学等の研究機関と企業との、共同研究等の提携に対する典型的・伝統的な対応を概観した上で、近年、大学等の研究機関のライセンス方針が、高いロイヤルティの要求、更なる研究開発のファンド確保、発明者へのインセンティブの重要視という方向に変化してきていると述べた。

その上で、米国の大学等の研究機関はコスト管理意識、投資回収意識が高い一方、我が国の大学等の研究機関は、研究者が個人的に契約に関与している、法務予算が不十分である、予算が単年度主義である等、まだまだ改善すべき点が多いと述べた。

そして、今後特に文の協力が期待される場面として、共同研究契約の支援、知的財産獲得の支援、コンプライアンス意識・ビジネス倫理等の確立等を指摘した。

(3) 文系研究者、理系研究者からのコメント

中村教授及び熊倉氏の講演を受けて、文系研究者として高林教授が、理系研究者として朝日教授が、それぞれコメントをした。

高林教授からは、中村教授に対して判例法の米国と大陸法の我が国では司法の役割、司法制度は必ずしも同一とはならない等のコメントがあった。また、朝日教授からは、熊倉氏に対して法務担当者の十分なサポートを実現するためには研究者と法務担当者の信頼関係の醸成が必要である等のコメントがあった。

2. 第二部

(1)「産学協同による研究開発と実用化の事例」はじめに、逢坂教授により「産学協同による研究開発と実用化の事例」の報告が行われた。

逢坂教授は、めっき磁気ヘッドの産学協同での開発に関する、その中で研究開発開始当初の技術的背景、特許の成立経緯、特許の実施状況、研究開発成果の波及効果等を紹介した。

また、産学協同のポイントとして、大学はあくまで教育研究を旨とすべきであること、実用化にいたらなくても関連学問分野の発展に寄与する研究であること、企業にとっても魅力あるばかりでなく学生にとっても魅力ある研究であること、研究の主人公を明確にすること、等が重要であるとの指摘をした。

(2)「法学者の立場から」

次いで、小泉教授により「法学者の立場から」として、裁判官と技術、職務発明制度と契約、不実施補償等の、文と理が対峙する場面をトピックとした報告が行われた。

小泉教授は、裁判官に技術が理解できるかという問題のひとつとして、技術裁判官制度導入の議論を紹介した。

また、職務発明制度について、大正デモクラシー期の労働者権利の保護意識の高まりの時期に現行制度の骨格が創られたという歴史的背景や、私的自治を重視する立場からの職務発明制度に対する批判的見解等を示した。

さらに、大学等の研究機関と企業との間で問題になることが多い不実施補償に言及し、大学は企業に対して自己の持分を企業に分割買取り請求をすることも可能であり、したがって「不実施補償」は分割請求しないことの対価といえることの見解を提示した。

(3) パネルディスカッション

最後に、講演者、コメンテータ全員でのパネルディスカッションを行った。



ここでは、大学等の研究機関と企業との協同により創出された知的財産の権利の帰趨、技術系裁判官にまつわる議論の状況、職務発明制度が抱える問題、米国と我が国との司法制度の相違、ユーザーの立場から見た我が国司法制度の問題点等々、第一部、第二部の内容を踏まえた様々な観点からの白熱したディスカッションが行われた。

そして、来場していた塚原朋一知的財産高等裁判所所長の中村教授に対する、我が国においても一般の民事訴訟ではずいぶん前から裁判官が積極的に法廷における議論に参加しており、知的財産訴訟であっても一般の民事訴訟と同じように裁判官の顔や心の動きが当事者に見えるフラクな議論ができるようにしたいと考えているとのコメントを締めくくりとして、シンポジウムは盛況のうちに終了した。

(RC 加藤 幹)

知的財産シンポジウム

「文と理の狭間からの飛翔 - デザインの本質と法的保護の未来を探る -」 (2010/3/28 開催)

早稲田大学重点領域研究機構・知的財産拠点形成研究所スタートアップ連続シンポジウムの第2弾として、知的財産シンポジウム「文と理の狭間からの飛翔 - デザインの本質と法的保護の未来を探る -」(RCLIP 共催)が、2010年3月28日に開催された。二部構成の第一部では、川崎和男大阪大学教授による「創造する権利としてのデザイン価値」との演題の基調講演が行われ、つづく第二部においては、田村善之北海道大学教授、川崎芳孝特許庁意匠課課長、峯唯夫弁理士及び五味飛鳥弁理士をパネリストとして、大淵哲也東京大学教授の司会によるパネルディスカッションが行われた。

本シンポジウムは、昨今利用度が低下している意匠制度について、その原因を探りつつこれをどのように変革していくべきか、また、その際に我々が持つべき視点はなにかを探ることを目的とするものであったが、デザイン概念の曖昧さ、また、それによって生じるデザインに対する関係者間の認識の不一致が、法的保護の議論に大きな障碍となる傾向があることを踏まえ、本企画では、具体的な議論に先立ち、わが国の代表的なデザイナーの一人である川崎教授に「デザインとはなんであるか」という問題についての基調講演をお願いした。



基調講演において川崎教授は、デザインに関し、次の点を強調された。1つ目が、「デザイン」と、元来その訳語であった「意匠」との間には、長い歴史の中で非常に大きな距離感が生じており、もはや「意匠」＝「デザイン」とはいえなくなっていること、2つ目が、デザインは「意匠」「装飾」「模様」「設計」「企画」「計画」「策略」「資源」のすべてを含む概念であり、例えばアプロプリエーション(電話の受話機の形態を風呂場で用いるシャワーヘッドの形に流用するなどの例)やストッキングに模様を付けるというような単なる装飾の類をデザインと呼ぶことはデザインを正確に捉えていないこと、そして3つ目が、デザインは「付加価値」ではなく「全体価値」であることの3点である。つづいて川崎教授は、このような「全体価値」としてのデザインに対する法的保護に言及し、単純に商品の図面を描いて形が似ている似ていないというようなことだけを問題にしている意匠法に十分な価値は認められないと指摘した上で、著作権や特許権によって支えられている現代のビジネスモデルは利益の社会還元という義務が放棄され倫理性を喪失しているとの認識を前提として、自身の近年の製品開発例を例示しつつ、きわめて巨視的に、著作権や特許権のバックグラウンドに意匠権を配置し、意匠権によって美学性や倫理性を問うことによって、収益構造体に、失われた美学性や倫理性を取り戻していくことを提案した。その後登壇した総合司会の高林センター長から、講演に対するコメントの一部としてデザインにおける「倫理性」とはなにかとの問いがされたのに対し、川崎教授からは「正直さ」「正直なものづくり」との回答がされた。

引きつづき行われた第二部では、①デザイン保護の意味・目的、②非審査制度併設の要否、③物品性の問題の3点が、主たるテーマとして取り扱われた。



先ず五味弁理士から、以上の3点について、①意匠法は従来模倣品対策ツールとして機能してきたものの昨今ではその役割が低下しており、これが意匠制度の利用低下の主たる原因となっているが、本来意匠法は模倣品対策としての役割だけではなくデザイン開発力を増強するという積極的意義を有している点を直視すべきであり、そのための制度設計としてはデザインの投資回収手段としての役割にも十分に配慮する必要があるとの指摘がされ、また、②デザインのマーケット・テストの機会を確保するため、これに加えてフリーランス・デザイナーによるデザインをより良く保護するために、従来の完全審査主義に基づくデザイン保護に加えて非審査の保護制度を設置すべきであること、更に、③物品性の問題に関し、伝統的な有体動産という解釈に拘泥する必要は無く GUI 等の新たなデザイン分野を適切に保護するためには造形対象の用途機能に特に着目した物品概念の解釈がされるべきであることが指摘された。

つづいて、川崎意匠課長からは主に特許庁における意匠制度運用の現状が説明されたが、その中において、意匠法の目的に関し、単なる模倣防止という目的に留まらず創作を奨励するという目的があることが強調された。この点、審査の経験として、ファーストランナーのデザインに近寄ってくる後発者が多い現状が実感としてあることを紹介し、審査官はこのような後発デザインを拒絶することによって売れたデザインに近寄るのではなくそれぞれ違うベクトルでデザイン開発

R
CLIP

をしてもらいたいというメッセージを発しているつもりであること、そして、そのような交通整理の結果として、市場でデザインが多様化し、それが国民生活の精神的な豊かさに繋がっていくと考えているということが紹介された。更に課長は、今後の政策的な課題として、フリーランス・デザイナーによるデザインをどのように保護するか、提案型ないし発信型のデザインをどのように増やしていくかを考えていかなければならないと述べた。

田村教授からは、非審査制度併設の問題に関連して、これと制度的に競合する可能性のある不競争法2条1項3号の解釈を中心に報告がされた。特に五味弁理士から3号はデッド・コピー規制であるからデザインのマーケット・テストの機会保証には適さないとの指摘があったことに対しては、3号によって規制される「実質的同一」の範囲は創作者を基準として容易に改変可能な範囲までをも含むとの見解が示され、また、3号によってはマーケットに出ていないフリーランス・デザイナーのデザインが保護できないとの指摘に関して、市場に出てから3年というのは保護期間の起算点を定めているに過ぎないから、市場に出ていないデザインであっても模倣可能な状態であれば保護がされ得るとの見解が示された。その上で、意匠法における非審査制度の併設を論じる前に先ず不競争法での対応を検討すべきであるが、それでも不競争法には、部分の模倣への対応や請求権者にデザイナーを含めることが難しい弱点があることから、これらの問題に取り組む必要があるということであれば、何か新しい制度を用意することもあり得るかも知れないとされた。

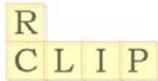
峯弁理士からは、先ず意匠法の目的について、意匠法は模倣対策を目的としたものではなく、また、デザインの需要喚起の側面を保護するものでもなく、デザイン開発力の強化、デザイン開発の活性化という点にその目的があることが指摘さ

れた。特にデザインとの需要との関係について、意匠法の目的を捉えるにあたっては、単に需要を増大させるための差別化のみを目的としたデザイン、消費されるデザインというものではなく、国民の豊かさ、生活の向上を目指すものがデザインであるということに正面から対峙すべきであることが強調された。次に非審査制度併設の問題について、不競争法ではデザイナーに請求権がなくデザイナーの保護が十全ではないことを前提として、フリーランス・デザイナー等によるデザイン業を活性化させるためには、その創作を簡易・低廉な形で保護する枠組みが必要であることが述べられ、そのような仕組みの一つとして、複数の支分権で成るデザイン創作権の創設という私案が紹介された。最後に物品性の問題については、用途機能に着目してより柔軟に解釈していくことにより、GUIの保護範囲などの問題については対応が可能ではないかとの見解が示された。

以上の各報告の後に、大淵教授の司会によってパネルディスカッションが行われた。デザインと需要との関係、意匠の視覚性ないし美感性と機能性の問題、物品概念と不動産等々につき多岐にわたって意見が交わされたが、その中で、デザインは単なる需要喚起ということではなく需要者に対する効用というようなことを問題とした造形である点、また、物品性の解釈についてはより柔軟な解釈が可能であるという点に関して、パネリスト間の意見に比較的一致がみられた印象であった。

日曜日の開催であり、また、知的財産の中では比較的注目度の低い創作物を対象としたシンポジウムではあったものの、多くの参加者を得て盛況のうち終了した。

(RA 五味飛鳥)



知的財産判例データベース進捗状況

<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/rclip/db/>

中国 DB プロジェクトの進捗状況

中国各先生達のご協力のもと、2009年度の中国知財判例収集作業は完成し、すでに100件が掲載された。

(グローバルCOE 研究員 兪風雷)

インドネシア DB プロジェクトの進捗状況

2009年度には20件を新たに掲載した。

(助手 志賀典之)

タイ DB プロジェクトの進捗状況

現在、435件の判例が掲載されている。

(RC 今村哲也)

台湾 DB プロジェクトの進捗状況

2009年度中に60件を追加している。

(助手 小川明子)

ベトナム DB プロジェクトの進捗状況

昨年度はベトナム判例の掲載がかなわなかったことから、本年度も引き続き人民最高裁との協力関係を維持しつつ、判例掲載を目指す予定である。

(RA 五味飛鳥)

韓国 DB プロジェクトの進捗状況

2009年には20件が追加され、現在RCLIPデータベースには総計139件の韓国の知的財産権判例が掲載されている。今年度もDB追加のための交渉を行う予定である。

(RC 張睿暎)

欧州 DB プロジェクトの進捗状況

欧州データベース2年目となる2009年度には、ドイツ125件、フランス85件、イタリア50件の判例を収集した。英文に翻訳されたものを順次データベースに掲載していく予定である。

また、イギリスの知財判例の収集も進められ、RCLIPデータベースからの参照が可能となるようリンク作業を行っていく。

新年度には、スペイン、カナダの判例収集も進める予定である。

(RCLIP 事務局 上條千恵美)

インド DB プロジェクトの進捗状況

2009年度には、40件のインド知財判例を収集した。順次データベースに掲載の予定である。

(RCLIP 事務局 上條千恵美)





研究会・セミナー開催のお知らせ

RCLIP 第31回研究会「意匠制度の将来」

【日時】2010年6月4日(金) 18:30~20:30

【場所】早稲田大学早稲田キャンパス8号館
308教室

【報告者】松尾 和子

(中村合同特許法律事務所 弁護士)

【要旨】意匠制度のレニューアル・デビューはなるか? . . .

保護されるべき「デザイン」の方向性を特定できるか。保護の仕組みを修正できるか。「意匠登録」をどう評価するか。意匠審査のあり方の根本は。デザイン保護の本質は。等々の堆積された問題の中に基礎枠の構築を試みる。

国際シンポジウム《医療と知財》

「医療行為・製薬イノベーションをめぐる法律問題：欧米最新動向」

【日時】2010年6月26日(土) 13:00~17:30

【場所】東京医科歯科大学 臨床講堂

【内容】

第一部「治験をめぐる法律問題」

司会：竹中 俊子

(ワシントン大学教授・CASRIP 所長)

講師：

Patricia Kuszler (ワシントン大学教授)

Beth Rivin (ワシントン大学教授)

岩志和一郎 (早稲田大学教授)

第二部「ビルスキー最高裁判決・エリアッド CAFC 大法廷判決の比較法的考察：医療行為発明の特許保護とベンチャービジネスインセンティブ」

司会：高林龍 (早稲田大学教授・RCLIP 所長)

講師：

Andrew Serafini (米国 Fenwick & West LLP

パートナー、特許弁護士)

Jan Krauss (ドイツ Boehmert & Boehmert 、特許弁護士)

窪田良 (Acucela Inc. 取締役会長兼 CEO)

萩原正敏 (京都大学医学部教授、東京医科歯科大学医学部客員教授)

「米国特許訴訟最新動向：ビルスキー最高裁判決の影響と不正行為をめぐる大法廷審理」

【日時】2010年7月9日(金) 18:00~20:00

【場所】早稲田大学 小野記念講堂

【司会】竹中俊子

(ワシントン大学教授、早稲田大学客員教授)

【講演者】

Paul Meiklejohn (Dorsey & Whitney 米国特許弁護士)

Douglas Stewart (Dorsey & Whitney 米国特許弁護士)

【コメント】高林龍 (早稲田大学教授)

編集・発行

早稲田大学グローバル COE

<企業法制と法創造>>総合研究所内

知的財産法制研究センター長 高林 龍

Web-RCLIP@list.waseda.jp

<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/rclip/>